

標 題:

日本籍船の船体構造部材の板厚計測に
関する件

NK
テクニカル
インフォメーション

No.20

昭和59年7月17日

各 位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昭和58年版鋼船規則（B編船級検査）及び同検査要領（B編）の、主として船体の定期検査に係わる事項について一部改正を行い、同年11月1日以降検査申し込みがあった船舶から改正規則を適用しておりますが、そのうち、特に船体構造部材の板厚計測に関しては、検査準備に係わる問題が多いので、検査の円滑な実施を計るために、板厚計測の具体的な取扱いについてその詳細を「船体構造部材の板厚計測の標準」として定めましたので此処に御送付申し上げます。今後、定期検査受検に際しては、この内容をご理解いただき必要な検査準備等の御手配をされるようお願い申し上げます。

なお、貨物船及び油タンカーとも、第1回目の定期検査の時期から一部の船体主要構造部材について板厚計測が実施されますので、念のため申し添えます。

敬 具

添付： 船体構造部材の板厚計測の標準